

塩尻市 円滑な建築確認手続き等に係る推進計画

1. 推進計画書の趣旨

本計画書は、平成 22 年 6 月 1 日から実施された建築確認手続き等の運用改善を受け、国土交通省より通知された「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について（技術的助言）（平成 22 年 5 月 17 日付け国住指第 655 号）」及び同計画策定指針、また先に通知された「建築行政マネジメント計画策定指針の改定について（技術的助言）（令和 2 年 2 月 5 日付け国住指第 3643 号）」に基づき、建築確認に係る審査期間の短縮及び審査過程のマネジメントについての取組み方針を定めるものとします。

2. 現状の分析等

(1) 審査に要する所要期間の把握・分析

塩尻市は限定特定行政庁であり、直近 3 ヶ月分の確認申請受付から確認済み証交付までの平均日数は、2.7 日（休日含む）です。

(2) 申請書の指摘事項の有無、及び審査に期間を要している物件の把握・分析（非適判物件毎）

令和元年に申請された確認申請で、指摘事項や不備のあったものは、全体の 9 割以上にのぼります。

審査期間については、申請書の内容について修正する事項が多い場合は、図面の差し替えや訂正などに手間がかかり、受付から決裁までに時間を要することがあります。

(3) 確認審査の流れ（非適判物件毎・消防同意手続きを含む）

申請受付後に関係各課に「建築計画書」をもって内容の確認を回覧し、また消防同意書が必要なものは、消防同意の依頼を行うと同時に平行して書類の審査を行います。

また、都市計画法に基づく 60 条証明が必要な物件は、申請書が市を経由する際に、事前に確認申請を受け付け、県による証明審査等と平行して確認申請の審査を行い、証明書の写しが添付され次第、確認申請も決裁できるよう審査を行っています。

(4) 確認審査の体制

建築確認に係る人員は、建築主事 1 名と審査担当 2 名です。

(5) 事前相談

建築確認に係る事前相談は、窓口・電話等で随時行っております。

(6) 審査担当者会議

長野県特定行政庁等連絡協議会ほか講習会等に参加しています。

(7) 指定確認検査機関での確認審査

令和 2 年度第一四半期の状況として、全体の申請件数（4 号物件に限る）の内、8 割弱が指定確認検査機関で審査されています。

3. 建築確認審査の迅速化の目標設定

円滑な経済活動の実施を見据えながら、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を実施することを目標とします。

4. 建築確認審査の迅速化のための取組み

的確な確認審査を実施することを前提に、確認審査手続きの迅速化の取組みについて取り組み方針を以下のように定めます。

(1) 確認申請受付け時点でのチェック方法の徹底

確認図書の受付の時点で

- ① 記載すべき事項や書類等の押印が欠落していないか
- ② 図書の整合性、不足はないか
- ③ 法適合上、大きな問題がないか
等を確認します。

(2) 審査方法（審査手順・申請者とのやりとり方法を含む）の改善

- ア 補正等の書面の交付、法定通知の方法、審査期間の考え方等については、「建築確認手続き等の運用改善マニュアル」によるものとします。
- イ 指摘事項について担当者によるバラツキが生じないように、定期的に内部で研修会や情報共有を行います。
- ウ 物件毎に担当者を定め、審査終了後他の者が確認を行う「Wチェック」を励行します。

(3) 審査体制の改善

円滑で的確な確認審査を可能とするため、審査体制や手法の充実について検討します。

(4) 消防同意手続きとの並行審査の具体的方法の策定

消防同意が必要な物件については受付当日又は翌日、所管の消防署へ消防同意を依頼し並行審査を実施します。

消防同意で設置が必要な事項については、速やかに申請者（又は代理者）へ連絡し、申請に反映していただきます。

(5) 建築関係団体等との意見交換の実施

長野県特定行政庁等連絡協議会ほか建築関係団体等の講習会に参加すると共に、設計者、都道府県、特定行政庁、指定確認検査機関との積極的な情報交換や意見交換を行い、円滑な確認審査に努めます。

5 建築確認の審査過程のマネジメント

審査過程マネジメントについて具体的取り組み方針を以下のとおり定めます。

(1) 物件毎の進捗管理

円滑な確認審査の推進ため、確認図書を受け付けた段階から、物件毎の審査状況の進捗を建築主事が管理します。

審査に時間を要するものについては、その対応策を随時検討します。また、毎月各物件の審査状況等を整理・把握し、審査体制や審査方法に改善の余地がないかについて検証を行います。

(2) 苦情等による審査時指摘内容のバラツキ等の把握

審査に係る苦情については、実態を確認し必要に応じて、審査内容のバラツキ是正等の調整を行います。

(3) 審査員への指導等の取り組み方針

建築主事及び審査担当者と審査方法に関する定期的な情報交換・意見交換の場を設けます。特に、審査に当たって運用を明確にすべき事項については、積極的な意見交換を行います。

また、審査担当者の審査技術の向上のため、計画的に研修会等に参加し、技能・知識の充実を図り、併せて必要な資格取得を目指します。

(4) その他審査バラツキ是正のための取り組み

長野県特定行政庁等連絡協議会や日本建築行政会議を通じて、確認審査に当たっての情報や運用の取得に努め、リアルタイムに対応できるよう明確化を図ります。

6. その他

推進計画書のその他公表については、塩尻市のホームページで公表します。